

代理権授与通知書

※委任する人(登録する人)がすべて記入してください。

代理人 (窓口に来る人)	住所	福岡市中央区大名●丁目●番●号		
	氏名	福岡太郎	生年月日	明・大 昭・平 46年8月7日
授權事項	区 分	委任する人(登録する人)が来庁できない理由		
	1. 印鑑登録の申請及び登録証の受領 2. 印鑑登録廃止の申請 3. 印鑑登録証の亡失届	1. 病気 2. 出張又は旅行 3. 仕事の都合 4. その他()		

該当する項目、すべてを○で囲む。
(登録証を失くしている場合は、2・3も○で囲む。)

の権限を委任しましたので通知します。

朝倉市長

平成 26年 2月 1日

委任する人 (登録する人)	住所	朝倉市菩提寺412番地2		登録する印鑑	廃止する印鑑
	氏名	朝倉花子	生年月日	明・大 昭・平 17年6月20日	朝倉

登録する印鑑を押す

「代理権授与通知書」を
記入した日

◎注意事項

- ◆ 「代理権授与通知書」は、委任する人(印鑑登録の申請及び廃止をする本人)がすべて直筆で記入してください。(代理人の方はいっさい記入しないでください。)
- ※代理人申請の場合、印鑑登録証の即日交付は受けられません。

委任する人が、手が不自由・目が見えないなどの理由により自署することができない場合は、必ず事前に以下の問い合わせ先までご相談ください。

申請時に必要なもの：代理権授与通知書、登録印、代理人の印鑑

- ◆ 申請を受付けた後、登録者本人の住民登録地に照会書(回答書)を郵送します。
- ◆ 照会書(回答書)が届いたら登録者本人が内容を記入、押印(登録印)し、代理人が窓口に持参してください。

回答時に必要なもの：照会書(回答書)に同封している用紙《受け取られたら、必ずお読みください!》に記入している内容を確認してください。

【 印鑑登録に関する問い合わせは 】

朝倉市役所 市民課 ☎0946-22-1111(代表)

☎0946-22-1113(直通)